

二種学科教本 統合版 改訂表

(令和7・4・1改訂版 対応)

P.4

『主な用語の意味』中『2. 車(車両ともいいます。)』、『4. 原動機付自転車』中『●一般原動機付自転車』を変更します。

2. 車(車両ともいいます。)

自動車、原動機付自転車、軽車両、トロリーバスをいいます。

「トロリーバス」は、国内では2024年を最後に運行を終了したため、この教本では省いています。



●一般原動機付自転車

総排気量50cc以下または定格出力0.60kW以下の原動機を用いる二輪または三輪以上の車(二輪のもののうち、構造上出ることができる最高出力が4.0kW以下の原動機を有するものにおいては125cc以下、また三輪以上の車であっても、左右の車輪の距離が0.5mをこえ、車室を有するものは総排気量20cc以下または定格出力0.25kW以下の車)であって次に該当しないもの

P.7

『43. 定格出力』の下段に『44. (運転) 免許証等』を追加します。

44. (運転) 免許証等

運転免許証または免許情報記録個人番号カード(免許情報記録を含む。マイナ免許証ともいう)のことをいいます。

P.13

『2 第二種免許の種類と運転できる車種』の表を変更します。

旅客自動車の種類	大型自動車	中型自動車・準中型自動車	普通自動車	大型特殊自動車
第二種免許の種類				
大型第二種免許	●	●	●	
中型第二種免許		●	●	
普通第二種免許			● ※1	
大型特殊第二種免許				●
けん引第二種免許	大型、中型、準中型、普通、大型特殊自動車のけん引自動車、旅客を運送する目的で旅客用車両をけん引する場合に必要な免許です。			

※1 AT免許では、AT自動車(オートマチック車)に限ります。

P.64 『① 運転免許証等の携帯』を変更します。

① 運転免許証等の携帯

自動車や一般原動機付自転車を運転するときは、運転しようとする車に応じた運転免許証等を携帯していなければなりません。

P.90 『(3) 自動車などの種類』中『・一般原動機付自転車』を変更します。

・一般原動機付自転車

エンジンの総排気量が50cc以下または定格出力が0.60kW以下の二輪または一定の条件を満たした三輪以上(スリーターなど)のもの(最高出力が4.0kW以下のものについては125cc以下)または、総排気量が20cc以下または定格出力が0.25kW以下の上記以外の三輪以上のもの。

P.133 『4 保管場所標章』を削除します。

P.134 『理解度CHECK』中『6.』を削除し、『4.』『5.』を一つずつ繰り下げ『4.』を追加します。

4. 放置車両確認標章を取り付けられたときは、その車の運転者が車を移動するときに、標章を取り除いてよい。
5. オートマチック車を駐車し車から離れるときは、エンジンを止め、ハンドブレーキをかけ、チェンジレバーを平地や下り坂ではRに、上り坂ではLに入れておく。
6. 自動車(二輪の自動車を除く)の所有者は、自動車の使用の本拠の位置から5km以内の、道路以外の場所に保管場所を確保しなければならない。

P.143 『ちょっと注目』中の単語を変更します。

運転免許証 → 運転免許証等

P.222 『さくいん』中『(～証明書、～標章)』を変更します。

保管場所証明書 133

P.224 『理解度CHECK 解答』中『教習項目13』P.134』の『4.』『6.』を変更します。

- P.134 4. ○
6. ×